

厚生保健委員会

健康福祉部福祉総務課

臨時福祉給付金返還金債権の放棄について

1 債権の概要

臨時福祉給付金は、平成 26 年 4 月からの消費税率引上げ（5%→8%）による影響を緩和するため、所得の低い人に対して給付金を支給したものの。

(1) 支給対象者

市民税（均等割）非課税者（ただし、課税者の扶養親族、生活保護受給者を除く）

(2) 支給額

3,000 円（平成 28 年度臨時福祉給付金）

(3) 不当利得の返還（平成 28 年度浜松市臨時福祉給付金等支給要綱第 11 条）

臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象の要件に該当しなくなった者に対して、支給を行った臨時福祉給付金の返還を求める。

2 債権放棄に至る経緯

債権者（当時 14 歳）は、親権者（非課税）の税法上の扶養であったことから、臨時福祉給付金を支給したが、その後、親権者が課税されることとなったため臨時福祉給付金の返還を求めた。債権者及び親権者に対して直接、返還を求めたほか、催告書による催告を複数回行ったが納付されず、昨年 7 月、住所が熱海市と遠方であること、債権額が 3,000 円と少額であることから、浜松市債権管理条例第 10 条第 3 号により徴収停止の措置をとった。

それ以降返還金が納付されないため、当該債権について債権処理検討庁内委員会に諮ったところ、債権放棄が妥当であるとの結論を得たことから、浜松市債権管理条例第 12 条第 1 項第 6 号により債権を放棄することとした。

3 債権放棄の内容

(1) 放棄債権

臨時福祉給付金返還金

(2) 放棄理由

浜松市債権管理条例第 10 条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、履行の見込みがない。（同条例第 12 条第 1 項第 6 号）

(3) 放棄件数・金額

1 件・3,000 円

(4) 放棄年月日

令和元年 11 月 15 日

【参考】 浜松市債権管理条例（抜粋）

（徴収停止）

第 10 条 市長等は、その他の債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（その他の債権の放棄）

第 12 条 市長は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
- (3) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (4) 当該債権について、第 8 条ただし書に規定する市長が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (5) 第 8 条に規定する強制執行等又は第 9 条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 第 10 条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (7) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合、その相続人が存在しない場合又はその相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (8) 当該債権の存在について法律上の争いがある場合において、市長等が勝訴の見込みがないものと認めたとき。

【参考】 平成 28 年度浜松市臨時福祉給付金等支給要綱（抜粋）

（不当利得の返還）

第 11 条 浜松市長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った臨時福祉給付金の返還を求める。